

高等学校 公共

内容解説資料

部分サンプル

公共-707

指導資料・関連教材 カタログ

- 指導資料Webサポートコンテンツ付 p.2
- 教科書準拠ノート p.12
- デジタル教科書、デジタル準拠ノート p.14



 帝国書院

*本冊子に掲載している内容は、一部変更となる場合があります。

(1) 指導用教科書

内容をCheck!

- ◆教科書本体の見開きページの縮刷版を中央に配置し、その周辺に解説を付した構成の指導用教科書です。
- ◆教科書掲載内容の解説はもちろん、発問例や板書例、図版解説なども掲載。この1冊で授業の要点を押さえられます。

↓教科書 p.52-53 に対応したページの例

④ 平等に生きる権利

第1部 私たちがつくる社会
第3章 私たちの社会の基本原則
第1節 社会の基本原則と憲法の考え方

解説 「合理的配慮」

2016年4月に施行された「障害者差別解消法」により、行政・学校・企業などに対して、合理的配慮を可能な限り提供することが求められるようになった。写真は兵庫県明石市の福祉センターの様子で、タブレット端末を使用して聴覚障がいのある人が障がいのない人と同じようにコミュニケーションが図れるようにしている。ほかにも次のような合理的配慮がある。

- ・障がいの特性に応じて座席を決める。
- ・段差がある場合に、スロープなどで補助する。
- ・拡大や読み上げができる教科書を使って授業を行う。

解説 非嫡出子相続分規定事件

相続における非嫡出子の持ち分(法令相続分)を制限する規定の合憲性が争われた訴訟。未婚の男女間の子は非嫡出子といわれ、民法900条4号但し書きは、非嫡出子の相続分を嫡出子の2分の1と定めていた。最高裁は2013年、憲法の「個人の尊重」原理に言及し、当該事件で相続のあった01年の時点で憲法14条1項に反すると、全員一致で判決した。

発問例 Q: アファーマティブ・アクションにはどのようなものがあるだろうか?

A: 日本では、女性の社会的格差の解消を意味するものとして用いられることが多い。アメリカでは、有色人種などのマイノリティに対する大学入学者の優遇措置などが知られる。なお、日本とアメリカではアファーマティブ・アクション、EU諸国ではポジティブ・アクションが名称としてそれぞれよく使われるが、ほぼ同じ意味である。

④ 平等に生きる権利



学習 平等権の保障のためにどのような取り組みがなされているだろうか。

① ニーズに合わせて、適切な支援を

「合理的配慮」とはどのような配慮だろうか?
2016年に施行された障害者差別解消法では、障がいのある人の求めに応じて「合理的配慮」を提供することが定められ、学校現場や公共施設をはじめ、さまざまな場面で対応が広がっている。

私の学校では、エレベーターが設置されたり、教科書を大きく映し出すことができるカメラが導入されたりして、合理的配慮と関係しているのかな。

タブレット端末を用いた遠隔手話通訳が整備された福祉センターの窓口(2016年 兵庫県)

年	事件名
1973	最高裁憲法第14条違反判決
2013	非嫡出子相続分規定事件
15	女性の再婚禁止期間訴訟

平等権
・個人の尊重(13条)
・法の下での平等(14条)
・両性の本質的平等(24条)
・参政権の平等(44条)

② 平等権に関する主な訴訟(裁判例)

年	事件名
2001	DV防止法が制定され、配偶者やパートナーへの暴力や虐待が規制された。

③ 男女平等に関する主な法上の歩み

年	条約・法律
1945	国際連合憲章発効(国際)
47	日本国憲法施行(日本)
48	世界人権宣言採択(国際)
66	国際人権規約採択(国際)
79	女子差別撤廃条約採択(国際)
85	男女雇用機会均等法制定(日本)
89	改正男女雇用機会均等法施行(日本)
99	男女共同参画社会基本法制定(日本)
2018	政治分野における男女共同参画推進法制定(日本)

2016年に「部族差別」の名称が初めて使われた部落差別解消推進法が制定され、差別解消のために国や地方自治体が行うべき責務や、教育啓発の必要性などが示された。

52 中学校との関連 平等権 男女雇用機会均等法

人間は個性を持ち、異なって生まれ、それぞれが尊厳を持つ。このような個人の尊重の出発点は、人は生まれながらにして平等だということにある。平等権の考え方は、近代市民革命が身分社会を否定したところから始まる。そして、日本国憲法14条は法の下の平等を保障しており、「人種、信条、性別、社会的身分又は門地」による差別、つまり「誰の元に生まれたか」のような偶然に基づく差別を、特に禁じているとされる。そのため、大日本帝国憲法下の華族のような貴族制度も許されない。また、憲法は、家庭生活における両性の本質的平等を保障する。

自由国家では、平等とは、個性や属性に関わらず、すべての人と同じように扱うこと(形式的平等)を意味していた。しかし、福祉国家に移行すると、貧困の差などを解消すべく国が介入して平等を実現すること(実質的平等)も重視されるようになった。現在では、マイノリティを優遇するアファーマティブ・アクション(ポジティブ・アクション)も各国でなされている。

差別をなくす取り組み
日本国憲法制定後も日本では多くの差別が続いている。そこで、法の下での平等を実現するため、さまざまな取り組みが行われてきた。例えば、1981年、最高裁判所は民間企業の女性の定年を男性より若く設定した就業規則を無効と判断した。また85年には男女雇用機会均等法が制定され、97年の改正でそれまで努力目標であった多くの内容が義務規定に強化された。さらに、99年制定の男女共同参画社会基本法は、雇用面以外でも男女差別の解消を政府に求めた。このように、男女が平等に生きる社会を目指す動きが広がってきている。部落差別も残っており、1922年に全国水平社が始めた部落解放運動は今

学習課題

考えるポイント

- ・平等権とはどのような考え方か
- ・差別が否定されたのはいつからか
- ・社会にはどのような差別が残っているか
- ・差別解消のためにどのような取り組みがなされているか

解答例(B評価)

日本国憲法では14条を中心に平等権が保障されている。しかし、身体の特徴、病気や障がい、出身地などによりさまざまな差別が残っている。このような差別に対して、男女雇用機会均等法や、障害者差別解消法などの法律を定める取り組みがなされている。(117字)

評価ポイント

平等権の基本的な考え方に加え、今も残る差別の例とその解消の取り組みに対する正確な理解が必要である。さらに、身の回りや社会全体の差別解消に向けて積極的に取り組もうとする姿勢がみられることが望ましい。

活用

考えるポイント

形式的平等とは、その人の個性や属性にかかわらず、どんな人であっても人は人であり、同じように扱うべきだという考え方である。他方、実質的平等とは、その人の個性や属性に着目し、人によって異なる扱いをすることで、結果として平等を保障すべきという考え方である。両者の正確な理解に基づいて、こうした考え方が表れている具体例と、その表れ方について分かりやすく説明することが必要である。

解答例(B評価)

消費税は「形式的平等」の考えに基づいている。誰が購入したかにかかわらず、一律に購入金額に対して一定の割合を税金として納めるからである。所得税は「実質的平等」の考えに基づいている。所得に応じて税率に差を設け、格差を是正しようとしているからである。(124字)

(A評価の視点)

「形式的平等は、人として欠くことのできない最低限の権利を保障する場合に重要である」「実質的平等は、格差の是正など、特に不利な立場にある人を支援する場合に重要である」のように、両者の違いをより一般化してとらえられることが望ましい。

(C評価への助言)

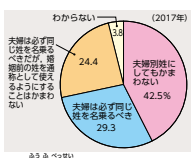
形式的平等を理由に実質的平等を保障する取り組みに一方的に反対したり、実質的平等の趣旨を理解せず「〇〇だけ優遇するのは逆差別だ」などといった態度を取ることはふさわしくなく、「人間は個性を持ち、異なって生まれ、それぞれが尊厳を持つ」(p.52, 1-2行目)という原点に立ち返って、それぞれの場面で形式的平等・実質的平等のどちらを重視するか、判断する姿勢が求められる。

確認 縮刷版の赤マーカー部分を参照

トピック 日本国憲法14条が差別を禁止している「門地」とは、人の出生によって生じる「家柄」や「生まれ」のことを指す。封建社会から戦前の「家」制度に受け継がれ「名門の家系」などという場合がこれにあたる。

COLUMN 夫婦別姓訴訟

憲法24条は、婚姻に関する法律は「個人の尊厳と両性の本質的平等」に基づき定められている。これを受けて民法750条は「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と定めている。しかし、実際には非常に多くの夫婦が夫の姓(氏、名字)を選択している。そして、姓を変更する際は、仕事の継続に支障を来すなど、負担が伴うこともある。このような背景から、それぞれの姓を維持したまま、法律上の結婚(選択的夫婦別姓)ができないことは憲法24条などに反するとの訴えが起こされた。これに対し最高裁判所は、法律上はどちらの姓にしてもよい。男女間の不平等はない、と合憲の判断をしながらも、夫婦の姓に関する制度のあり方は国会で議論すべきだとも及ぼした。



夫婦別姓に関する意識調査(内閣府資料) 近年の調査では、夫婦別姓に賛成する意見の割合が大きくなってきている。

も続いている。また、民族差別、特に第二次世界大戦前に、当時の植民地から日本に移住した人々やその子孫への差別(在日韓国・朝鮮人などへの差別)も解消されていない。アイヌの人々への偏見も根強く、固有の文化を否定されてきたが、1997年にアイヌ文化振興法が制定され、ようやく北海道旧土人保護法が廃止された。また、2019年にはアイヌ施策推進法が制定され、アイヌの人々を「先住民族」と初めて明記した。

心身に障がいを持つ人への差別もある。そこで、例えば障害者差別解消法では、障がいがある人の求めに応じて適切なサポートを行う「合理的配慮」の提供に努めるなどが定められた。このように、近年は障がいの有無に関わらず、一般社会で共に生きようとするノーマライゼーションの考え方が広がっている。他方、ハンセン病患者の偏見などを定めたらい予防法は廃止されたが、完治した回復者(元患者)への偏見は今も残っている。

また、根強く残る性的少数者への差別解消に向けた動きも注目されている。

外国人の権利
日本国憲法第3章の表題は「国民の権利及び義務」とあるが、人権を持つのは「日本国民」だけだろうか。一般に、日本国籍がなくとも憲法上の人権を有すると考えられている。しかし、権利の性質上、外国人(無国籍者を含む)には制限される人権もあり、政治的表現の自由や指紋押捺の強制などが問題になった。また、最高裁判所は、外国人参政権について、国政参政権は、国民のみが有すると判断したが、地方参政権は、法律によって在留外国人に選挙権を付与することも可能と判断している。他方、地方公務員の管理職試験で日本国籍を要件とするなどについて、最高裁判所は憲法違反ではない、との判決を下している。



1 民族共生象徴空間(イメージ) 2020年、北海道苫小牧市に、国立アイヌ民族博物館や国立民族共生公園などからなる「民族共生象徴空間(ウポポイ)」が完成した。象徴である「ウポポイ」は、アイヌ語で「(おおぜいで)歌うこと」を意味する。



1 国立重慶病舎資料館に再現されたハンセン病患者の特別病舎の外観(2015年 群馬県重慶町) 患者本人だけでなく、家族にも及んだハンセン病への差別について、2019年に国は責任を認め、損害賠償の支払いに応じた。

2 生まれた国、親の国など、何をもって国籍とするかについては、国によってさまざまな考え方がある。

解説

差別解消に向けて、日本ではどのような法律が制定されたか、本文から四つ以上探そう。

活用

形式的平等や実質的平等の考え方に基づく身近な例を挙げ、そのようにしくみになっている理由について説明しよう。

3章1節 社会の基本原則と憲法の考え方 53

解説 夫婦別姓訴訟

日本では夫婦の約96%が夫の姓を選択しているといわれており、夫婦別姓を認めていないことは憲法13条・14条・24条に反するという主張も強い。1996年に法務省法制審議会民法部会は、民法750条の改正も提言したが、保守層の反対が強く、今日まで実現していない。なお、最高裁判所大法廷では、2015年と21年に民法750条は憲法に反しないと判断を下している。

指導上の留意点

こうした偏見は差別語として社会の中に潜んでいることがあり、ときにその記述や発言が問題となるが、単に非難するだけでなく「なぜいけないのか」を考え、差別が残る社会のあり方を問い直すよう留意する。

発問例 Q: 外国人であっても日本人と同じように認めるべき権利にはどのようなものがあるだろうか?

A: 差別されない権利、身体的自由(p.56)、経済的自由(p.57)、教育を受ける権利(p.58)、プライバシーの権利(p.60-61)、など。

解説 指紋押捺

アメリカ同時多発テロの発生を踏まえて成立した2006年改正入管法により、犯罪者やテロリストが偽装パスポートで入国することなどを防ぐ目的で、16歳以上の外国人を対象に入国審査で指紋採取と顔写真の撮影が義務付けられた。

解説 外国人参政権 最高裁判決

1993年の最高裁判決では、参政権は後国家的権利であり、その性質上外国人には認められない権利であると判断した。他方、地方参政権に関しては、95年の最高裁判決の「傍論」では、「居住する区域の自治体と密接な関係を持つに至った永住外国人については、地方選挙での選挙を認めることは憲法上禁止されていない」とする初の判断を出し、実際に認めるかどうかは「立法政策の問題」として、国会に判断を委ねている。

発問例・指導上の留意点/補足

導入事例 Q: 「合理的配慮」とはどのような配慮だろうか?

A: 障害者権利条約2条では、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の状況において必要とされるものであり、かつ、均衡を失った又は過度の負担を課さないものをいう」と定義されている。

板書例(要点整理)

1) 平等権

- 個人の尊重…「人は生まれながらにして平等」
- 平等権…身分社会の否定(近代市民革命)から
- 日本国憲法…「法の下での平等」「両性の本質的平等」
- アファーマティブ・アクション(実質的平等) →形式的平等から実質的平等へ

2) 差別をなくす取り組み

- 女性…男女雇用機会均等法・男女共同参画社会基本法
- 部落差別…今も続く部落解放運動
- アイヌ施策推進法・障害者差別解消法 →ノーマライゼーションの考え方

3) 外国人の権利

- 外国人の権利…憲法上の人権を有する
- 制限される人権もある(国政参政権など)

トピック 部落差別は「同和問題」ともいわれ、現在もなお、被差別部落(同和地区)出身の人々に対して、差別発言や不当な差別的取り扱い、差別的な文書の送付、インターネットでの差別的な書き込みなどが行われている。

(2) 指導書 Web サポートコンテンツ

① 授業スライド

内容を Check!

- ◆ オリジナル教材の作成にも便利な PowerPoint ファイルと Google スライド版をご利用いただけます。
- ◆ 教科書 1 見開きにつき 10~20 枚のスライドで構成しています。
- ◆ 色覚に特性のある生徒に配慮した白黒反転版も収録しています。

↓教科書 p.52-53 に対応した授業スライドの例 (一部分を抜粋)

教科書 p.52~53

4 平等に生きる権利

第 1 部 私たちがつくる社会
第 3 章 私たちの社会の基本原則
1 節 社会の基本原則と憲法の考え方

学習課題

平等権の保障のためにどのような取り組みがなされているだろうか。

<考えるポイント>

- 平等権とはどのような考え方か
- 差別が否定されたのはいつからか
- 社会にはどのような差別が残っているか
- 差別解消のためにどのような取り組みがなされているか

導入! 考えてみよう

ニーズに合わせて、適切な支援を



Q 「合理的配慮」とはどのような配慮だろうか?

導入! 考えてみよう

Q 「合理的配慮」とはどのような配慮だろうか?

A 障害者権利条約 2 条では、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。


平等権 1

- ① (憲法13条) の出発点
…「人は生まれながらにして平等」
- 平等権の考え方
…身分社会の否定 (近代市民革命) が始まり
- 日本国憲法では差別を禁止
…法の下での平等 (②) 条
両性の本質的平等 (③) 条
参政権の平等 (44条)

平等権 2

形式的平等から実質的平等へ

- 国が介入して平等を実現する
…マイノリティを優遇する
- ④ () ・アクション
(例: 黒人の優先入学校)



差別をなくす取り組み 1

男女が平等に生きる社会を目指す動き

- ⑤ ()
…1985年制定
→97年に努力目標から義務規定に強化
- ⑥ ()
…1999年制定
→雇用面以外での男女差別の解消

差別をなくす取り組み 2

今も残るさまざまな差別 (1)

- 部落差別…今も続く 部落解放運動
- 在日韓国・朝鮮人などへの差別
- アイヌ民族への偏見
…北海道旧土人保護法 (1899年)
アイヌ文化振興法 (1997年)
⑦ () (2019年)

差別をなくす取り組み 3

今も残るさまざまな差別 (2)

- 心身に障がいを持つ人への差別
…⑧ () (2013年制定)
→ノーマライゼーションの考え方
- ハンセン病患者の隔離
…らい予防法の廃止 (1996年)
- 性的少数者への偏見や差別

外国人の権利

- 日本国籍がなくても憲法上の人権を有する
- しかし、外国人には制限される人権もある
政治的表現の自由・⑨ () の強制・公務就任権など
- 最高裁「国政参政権は国民のみ。地方参政権付与は可能」

確認

差別解消に向けて、日本ではどのような法律が制定されたか、本文から四つ以上探そう。

学習課題

平等権の保障のためにどのような取り組みがなされているだろうか。

活用

形式的平等や実質的平等の考え方に基づく身近な例を挙げ、そのようなしくみになっている理由について説明しよう。

↓白黒反転版の例

平等権 1

- ① 個人の尊重 (憲法13条) の出発点
…「人は生まれながらにして平等」
- 平等権の考え方
…身分社会の否定 (近代市民革命) が始まり
- 日本国憲法では差別を禁止
…法の下での平等 (② 14) 条
両性の本質的平等 (③ 24) 条
参政権の平等 (44条)

(2) 指導書 Web サポートコンテンツ

② 授業プリント

内容を Check!

- ◆ オリジナル教材の作成に便利な Word ファイルです。
- ◆ 授業スライド (本冊子 p.6-7) の付せん部分を穴埋めにした授業用プリントです。

↓教科書 p.52-53 に対応したプリントの例 (教師用解答)

年 組 番/名前		
第1部3章 私たちの社会の基本原理 1節 社会の基本原則と憲法の考え方	教科書	年 月 日
4 平等に生きる権利	p.52~53	

□学習課題

Q: 平等権の保障のためにどのような取り組みがなされているだろうか。

(1) 平等権とはどのような考え方か
 (2) 差別が否定されたのはいつからか
 (3) 社会にはどのような差別が残っているか
 (4) 差別解消のためにどのような取り組みがなされているか

●平等権

- ・〔① **個人の尊重** 〕(憲法13条)の出発点…「人は生まれながらにして平等」
- ・平等権の考え方…身分社会の否定(近代市民革命)が始まり
- ・日本国憲法では差別を禁止…法の下での平等(〔② **14** 〕条)
 両性の本質的平等(〔③ **24** 〕条)
 参政権の平等(44条)

形式的平等から実質的平等へ

- ・国が介入して平等を実現する…マイノリティを優遇する
 「〔④ **アファーマティブ** 〕・アクション」

●差別をなくす取り組み

男女が平等に生きる社会を目指す動き

- ・〔⑤ **男女雇用機会均等法** 〕…1985年制定
 → 97年に努力目標から義務規定に強化
- ・〔⑥ **男女共同参画社会基本法** 〕…1999年制定
 → 雇用面以外での男女差別の解消

今も残るさまざまな差別(1)

- ・部落差別…今も続く部落解放運動
- ・在日韓国・朝鮮人などへの差別
- ・アイヌ民族への偏見…北海道旧土人保護法(1899年)、アイヌ文化振興法(1997年)
 〔⑦ **アイヌ施策推進法** 〕(2019年)

(2013年制定)

え方

など

ら四つ以上探そう。

の特徴、病気や障がい、出身地、雇用機会均等法や、障害者差

なくみになっている理由に

ついて説明しよう。

消費税は「形式的平等」の考え方に基いている。誰が購入したかにかかわらず、一律に購入金額に対して一定の割合を税金として納めるからである。所得税は「実質的平等」の考え方に基いている。所得に応じて税率に差を設け、格差を是正しようとしているからである。

(2) 指導書 Web サポートコンテンツ

④ 特設ページワークシート

内容を Check!

- ◆ オリジナル教材の作成に便利な Word ファイルです。
- ◆ 主体的・対話的で深い学びをサポートするワークシートです。

↓教科書 p.42-43 に対応したプリントの例 (生徒用)

年 組 番/名前		
第1部2章 思想から学ぶべきもの 1節 倫理的な見方・考え方	教科書	年 月 日
正しい嘘はあるか? ~先人たちの教え~	p.42~43	

見方・考え方

□ワーク1 <個人> ↑

Q: 「こんなとき、嘘をついてもよいだろうか?」を読んでみよう。あなただったらBさんに正直に話さだろうか。それとも嘘を言うだろうか。どちらかに丸をつけて、その理由も書いてみよう。

私は	・正直に話します。 ・嘘を言います。	理由
----	-----------------------	----

□ワーク2 <グループ> 楯

Q: 周りの人と話し合っ、その意見をまとめてみよう。

さんの意見	さんの意見

□ワーク3 <個人> ↑

Q: 哲学者のカントが設定する状況(→「資料から先人たちの教えを読み取ろう」の図2引用)で、あなたならどのように答えるだろうか。理由もまとめてみよう。

かくまったか?



□ワーク4 <個人> ↑

Q: 先人の吹き出し(図1, 2, 3)には、1)~3)のどの言葉が入るだろうか。また、それぞれの思想家の考え方をまとめて、どの考え方にあなたは近いか、ランキングをつけてみよう。

	功利主義 (→p.36-37)	位
	義務論 (→ p.36)	位

Q: このワーク全体を通じて感じたこと、考えたことをまとめてみよう。

(2) 指導書 Web サポートコンテンツ

③ 見直し・振り返りシート

内容を Check!

- ◆ 新課程で求められる、単元ごとの指導と評価に対応しています。
- ◆ 自己評価のための単元ポートフォリオとしても活用できます。

↓ 教科書第 2 部 3 章 2 節「豊かな社会の実現」の例

見直し・振り返りシート 第2部3章2節 豊かな社会の実現

主題① 「これからの社会、働くなどどのような形態か?」(p.182-183 諸課題)	(知・技)	(思・判・表)	(主)
主題② 「どのような公的年金制度が望ましいか?」(p.184-185 諸課題)			
1 産業構造の変化と職業選択 p.168-169	2 中小企業と農業 p.170-171	3 労働者の権利 p.172-173	
学習課題: 産業構造が変化するには、何だろうか。	学習課題: 中小企業や農業には、どのような強みや弱みがあるだろうか。	学習課題: 労働者の権利が保障されるのは、なぜだろうか。	
回答:	回答:	回答:	
●(知・技)を確認できた	●(知・技)を確認できた	●(知・技)を確認できた	●(知・技)を確認できた
■(思・判・表)を考へた	■(思・判・表)を考へた	■(思・判・表)を考へた	■(思・判・表)を考へた
◆(思・判・表/主)に取り組めた	◆(思・判・表/主)に取り組めた	◆(思・判・表/主)に取り組めた	◆(思・判・表/主)に取り組めた
点	点	点	点
4 雇用と労働に関する課題 p.174-175	5 社会保障の役割と意義 p.178-179	6 社会保障制度の課題 p.180-181	
学習課題: 人口減少社会のなかで、どのような雇用対策が求められるだろうか。	学習課題: 多くの国で政府が社会保障制度を主導しているのは、なぜだろうか。	学習課題: 日本の社会保障制度を持続可能なものにするには、何が必要だろうか。	
回答:	回答:	回答:	
●(知・技)を確認できた	●(知・技)を確認できた	●(知・技)を確認できた	●(知・技)を確認できた
■(思・判・表)を考へた	■(思・判・表)を考へた	■(思・判・表)を考へた	■(思・判・表)を考へた
◆(思・判・表/主)に取り組めた	◆(思・判・表/主)に取り組めた	◆(思・判・表/主)に取り組めた	◆(思・判・表/主)に取り組めた
点	点	点	点
主題① 回答:	指導者コメント欄		
主題② 回答:			
点	点	点	点

年 組 番 / 名 前	
参考: 自己評価 (表面) してみよう。	
の観点	「主体的に学習に取り組む態度」の観点
社会保障などから産業や概念、理論を活かして判断し、表現	産業構造の変化や労働、社会保障などから生じる諸課題の解決に向けて、意欲的に考察して、具体的な解決策を構想しようとした。
社会保障などから生じる課題や概念、理論を活かした。	産業構造の変化や労働、社会保障などから生じる諸課題の解決に向けて、意欲的に考察したが、具体的な解決策を構想するまでには至ることができなかった。
社会保障などから生じる課題や概念、理論を活かした。	産業構造の変化や労働、社会保障などから生じる諸課題の解決に向けて、意欲的に考察しなかった。
点	点

(2) 指導書 Web サポートコンテンツ

⑨ 教科書紙面

内容を Check!

- ◆ 教科書全ページの PDF データです。スクリーンなどに投影することで、教科書を大きく提示しながら授業ができます。
- ↓ 教科書 p.172-173 の例

③ 労働者の権利

労働者の権利が保障されるのは、なぜだろうか。

コラム 男性にも育児休業を

今日の日本では、共働き世帯が増加しており、育児と仕事の両立が大きな課題となっている。男女共に子育てをしながら働ける体制づくりが急務となっている。しかし、男性の育児休業取得率は、近年上昇傾向にあるものの依然として低く、実際の育児休業を取得した男性も、その多くが「2週間未満」という短期間になっている。その理由として、職場に「取得したいけれど、職場の意向が強く、取得しづらい」という声が多く聞かれる。また、「休むと収入が大幅に減る」という不安感も、男性の育児休業取得を阻んでいる。この現状を改善するには、男性の育児休業取得を奨励する企業も出てきている。

● 育児休業取得率 (雇用均等基本調査 令和元年度)

目 録法が保障する労働者の権利

労働者の権利が保障されるのは、なぜだろうか。

● 労働組合結成率の推移 (平成 30 年労働組合結成率調査)

女性の育児休業取得率 (厚生労働省)

2007 年に改正法が施行され、男性への差別や、関係性別 (専業・兼業主婦) に一定の身体条件を要件として、結果的に一方の性に不利となることを禁止された。

● 女性の育児休業取得率 (厚生労働省)

労働条件の改善や賃上げの要求を目的に、使用者と団体で交渉するための組織が労働組合である。労働組合法では、使用者による労働組合の活動への干渉、組合員に対する不当な扱い、**不当労働行為**として禁止されている。労働組合の存在は、労働者の権利保護、生活の向上に大きく貢献してきた。

日本の労働組合は、アメリカのように企業を超えて職種別に組織されるのではなく、企業単位で組織された**企業別労働組合**が中心である。1960 年代以降、同業種の労働組合が一斉に行う春の賃上げ交渉 (春闘) が活性化してきた。この春闘方式は、一時は低賃であったものの、近年再び重視されてきている。他方、労働者の生活水準の向上や価値観の多様化などにより労働組合員の数は伸び悩み、組織率は低下傾向にある。パート労働者などの**非正規雇用の増加**もあり、特に若年層の組合離れが顕著となっている。

女性と労働

1985 年には、雇用機会における男女差別の撤廃を定めた**男女雇用機会均等法**が制定された。99 年には改正法が施行され、それまで努力義務であった専業・兼業主婦に適用するようになった。また、**セクシュアルハラスメント**も企業名を公表されるようになった。日本では、出産や育児のため仕事を中断せざるを得ない女性も多く、一度会社を退職してしまうと、その後再就職を希望しても、給与の低い非正規雇用となることが多い。そこで、1999 年に**育児・介護休業法**が全面改定された。その後たびたび改正が行われ、育児・介護と仕事を両立しやすくするための体制が作られている。こうしたなか、日本の 15 ~ 64 歳の女性のうち、働く人の割合は 70% を上るようになっていく。

(2) 指導書 Web サポートコンテンツ

⑩教科書本文

内容を Check!

- ◆ プリントの作成などに便利な教科書のテキストデータです。

↓ 教科書 p.172-173 の例

172 労働者の権利 (労働基準法)

アルバイトと労働基準法

専業主婦になるなどアルバイトをする場合もある。アルバイトであっても、雇い主の命令で労働に従事している。アルバイトの労働時間や待遇は労働基準法で定められている。『労働基準法』で定められている労働基準を適用し、労働基準法に基づき労働する。また、『労働基準法』で定められている労働基準を適用し、労働基準法に基づき労働する。また、『労働基準法』で定められている労働基準を適用し、労働基準法に基づき労働する。

労働者の権利

日本では、憲法によって労働の権利が保障されている。また、労働組合法や労働契約法 (労働三権) が制定され、労働者が団結して交渉する権利 (団体交渉権、団体行動権、争議権) が保障されている。そして、これらは**労働基本権**とよばれている。なお、団結権、団体交渉権、団体行動権の三つを合わせて**労働三権**という。これらの権利を具体的に保障するために、労働時間など労働条件の最低基準を定めた**労働基準法**、労働三権を具体的に保障した**労働組合法**、ストライキなどの労働争議の予防や解決を図る**労働関係調整法**が制定されている。これらの労働に関する三つの法律は、**労働三法**とよばれる。

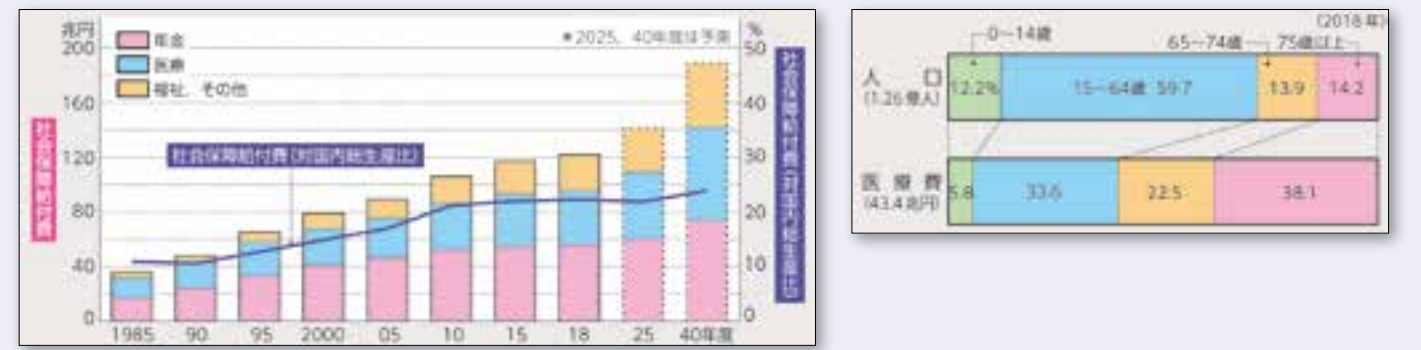
(2) 指導書 Web サポートコンテンツ

⑪教科書掲載図版 (カラー/モノクロ)

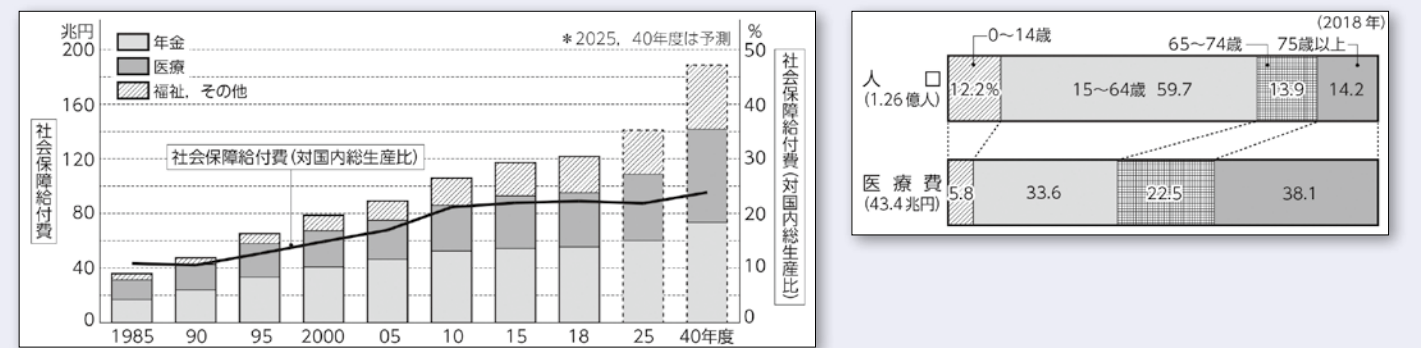
内容を Check!

- ◆ プリントの作成などに便利な教科書掲載図版のデータです。
- ◆ カラーとモノクロの 2 種類をご用意しています。

↓ 教科書 p.212 図① (左)、図② (右) <カラー>



↓ 教科書 p.212 図① (左)、図② (右) <モノクロ>



高等学校 公共ノート

定価：680円(本体618円+税) ※定価が変わりました。
品番：33749 判型：B5判 ページ数：146ページ
内容：教科書完全準拠の見開き構成で授業をサポートします。
デジタル版もご用意しております。(→本冊子 p.15)

※ご採用校には、教師用赤刷り解答・解説を進呈いたします。
※『高等学校 公共 指導資料 Web サポートコンテンツ付』を
ご購入いただくと、指導書 Web サポートで準拠ノートの
Word ファイルをダウンロードいただけます。

↓教科書 p.198-199 に対応したページの例 (教師用赤刷り解答・解説)

136 第2部第3章 私たちと経済

6 経済格差の是正

教科書：p.198~199

Step 1 確認問題

【南北問題の発生】

- (1) ① **南北問題**：世界の富は一部の国に偏り、富める国の多くは北半球、貧しい国の多くは南半球に集中している経済格差
- (2) ② **発展途上国**の現状 先進国、発展途上国それぞれの定義は国際機関によって異なる。例えば、ロシアは、IMFの定義では発展途上国である。
- 多くは、かつて植民地として原材料の供給地、経済発展を妨げられる→独立後も、農産物や鉱物資源などの特定の生産物だけを輸出する
 - ③ **モノカルチャー経済** から抜け出せない「単一耕作」という意味。
 - 先進国や国際機関、民間銀行などからの資金の借り入れ
 - ④ **対外債務** が多額に上り、通貨の切り下げや輸出品の価格下落などでその債務が累積し、返済が難しくなった国や、返すことができなくなった国 (⑤ **重債務国**) も少なくない
 - 新興国のように経済成長する国がある一方、国民の多くが生活に困窮する⑥ **後発展途上国 (LDC：最貧国)** もあり、その格差は拡大している
 - ⑦ **南南問題** 発展途上国から輸入される一定の農水産品、鉱工業産品に対し、一般の関税率よりも低い税率(特恵税率)を適用する制度のこと。WTOの原則に反するが、例外措置として認められている。 ひとくちに発展途上国と言ってもその幅は大きく、先進国と遜色ない経済規模の国もあるれば、経済発展が大きく遅れている国もある。例えばBRICSの一角であるブラジルの1人あたりのGNIは9,130ドルであるが、同じ発展途上国でもブルンジはわずか280ドル(2019年)であり、その差は30倍以上にもなる(⇒図p.195③)。

【格差の是正】

- 経済発展のための取り組み
 - 1964年：⑧ **UNCTAD (国連貿易開発会議)** 設置
 - 1974年：⑨ **国連資源特別総会** 開催
 - …⑩ **新国際経済秩序 (NIEO)** 樹立宣言採択
- =自国の天然資源の開発に将来にわたり主権を持つ、不公平な輸出入価格の是正など

*自国の財源だけでは債務の返済が難しい重債務国に対しては、主要国首脳会議などで、対外債務の帳消しなどの措置が合意されている

【先進国による経済支援】

- (1) ⑪ **(政府開発援助)** …発展途上国の経済発展を支援
- a. ⑫ **無償資金協力** 名称のとおり、返済義務はない。：医療や教育など、社会インフラの整備
 - b. ⑬ **技術協力** 研究員の受け入れや専門家の派遣など。：人材育成を目的とする
 - c. ⑭ **政府貸付 (有償資金協力(円借款))** 低金利・長期返済の条件で貸付。：運輸・通信など、経済インフラが中心
 - d. 国際機関に対する出資や拠出：ユニセフやアジア開発銀行など
- (2) ⑮ **(開発援助委員会)** …OECDの下部組織
- 発展途上国向けの援助を各国間で調整、促進 ODAとして認められるにはグラント・エレメントが25%以上必要である。
 - 発展途上国からの反発もある
 - …援助を受ける国の実情の軽視、政策の押しつけなど
- 課題：効果的な援助とは何かを、量と質の両面から相互に検討

① フェアトレード

発展途上国の原料や製品を適正な価格で購入することで、発展途上国の生産者や労働者の生活改善と自立を目指す運動。
さとうきび、天然ゴム、とうもろこし、穀物、パルプ、コーヒーなど。

② UNCTAD (国連貿易開発会議)

第1回の総会で、「援助より貿易を」とうたったプレビッシュ報告が発表された。方針はその後、「援助も貿易も」というものに改められた。また、これまでに一般特恵関税制度の導入やODA(政府開発援助)の目標をGNI比0.7%に設定するなどの合意がなされている。

③ 後発展途上国

発展途上国の中でも、特に経済発展が遅れた国のことを指す。2021年現在、アフガニスタン、バングラデシュ、サハラ以南のアフリカ諸国などの46か国が該当する。

④ マイクロファイナンス

発展途上国の貧しい人々に対して無担保で少額の融資を行う貧困層向けの金融サービス。社会的立場の弱い人々に対して事業立ち上げの資金を融資することで、貧困からの脱却と経済的自立を支援している。

⑤ アンタイド

「ひもなし援助」のこと。具体的にはODAを受ける際、必要な資材や機材などの調達先をODA供与国に限定しないこと。

⑥ グラント・エレメント

援助条件がどれだけ緩やかかを示す指標。金利や返済期間などの貸し付け条件が緩和されるほど数値は高くなる(贈与の場合は100%)。DAC加盟国のうち半数以上の国が100%だが、日本の数値は80.9%と低い部類に入る(2018/19年平均)。

第3節 国際経済の動向と格差の是正 137

【日本の政府開発援助】

日本のODAは援助額は多いが、先進国と比べて贈与が少ない。また、援助先がアジア諸国に偏っているといわれていたが、近年ではアフリカや複数地域にまたがった援助が増えている。

○ 日本のODA

- ⑯ **二国間援助** …発展途上国に対して直接援助を実施
- ⑰ **多国間援助** …国際機関に資金を拠出して行う

特徴：要請主義…援助を受ける側の要請によって初めて供与される

現状：1990年代には援助額で世界一→国内の厳しい財政状況で停滞
2008年以降は技術協力(専門家の派遣など)、有償資金協力(円借款)、無償資金協力の三大業務や海外協力隊の派遣などのボランティア事業を⑱ **国際協力機構 (JICA)** がすべて一括して担う→巨額な予算を使うため、無駄がないように、実施した援助をチェックして、厳しく評価する

⑲ 日本のODA (2017年)

日本のODA総額は約115億ドルで世界第4位、対GNI比は0.23%(国連の目標値は0.7%)で世界第19位。総額での世界第1位はアメリカで、上位3か国で全体の約半分を占める。

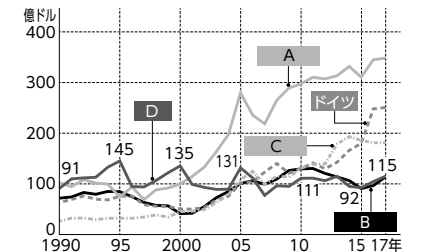
⑳ 海外協力隊

隊員は発展途上国の要請に基づいて、2年間直接現地に赴き、共に生活をしながら、その国が抱える問題を解決していく。活動分野は多岐にわたり、数多くの隊員が活躍している。

Step 2 基本問題

♣ 次のグラフは各国のODA実績の変化を示したものである。下の1.~4.の文章を読んで、A~Dに当てはまる国名を解答欄に記入せよ。

- 日本は1992年以降、世界第1位の援助大国であったが、2000年代以降は援助額でアメリカに大きく水をかけられている。
- イギリスは、1990年代初頭はドイツよりも援助額が少なかったが、2000年代に入り増額が続き、現在ではドイツに次ぐ規模の援助を行うようになっている。
- フランスは、1990年代後半からドイツと同じように援助額が緩やかに下降した。2000年代に入り上昇したが、2017年は日本を下回っている。
- アメリカは、1990年代に日本に世界第1位の座を譲ったが、2000年以降大幅に増額し、他の国を大きく引き離している。



- A **アメリカ** B **フランス** C **イギリス** D **日本**
- 2019年の数値は、それぞれ以下の通り。
 A アメリカ…総支出額は337億ドル、国民一人あたりは102ドル。
 B フランス…総支出額は145億ドル、国民一人あたりは182ドル。
 C イギリス…総支出額は196億ドル、国民一人あたりは290ドル。
 D 日本…総支出額は189億ドル、国民一人あたりは123ドル。

〈Memo〉

*1954~2019年の間に、日本は190か国・地域に対して支援を行った。累計は支出総額5505億ドル(約67兆円)、支出純額3875億ドル(約49兆円)。そのうち二国間ODAは、無償資金協力約1200億ドル、技術協力約700億ドル、有償資金協力約2500億ドル。また、183か国・地域に対し、総計約19万7000名の専門家を派遣、98か国に対し、総計約5万4000名のJICA海外協力隊員を派遣するなど、ODAは日本の国際協力の中核を担う。

■振り返って自己採点してみよう (よくできた:A できた:B あまりできなかった:C)

○確認問題 (A B C)	○基本問題 (A B C)	■分かったこと、感じたことを書いてみよう。
--------------------	--------------------	-----------------------

学習者用デジタル教科書 高等学校 公共

定価：アプリ版 1,100 円(本体 1,000 円+税) 品番：59090 / クラウド配信版 1,320 円(本体 1,200 円+税) 品番：59091
 内容：(1) 教科書紙面(紙の教科書と同内容)
 (2) 拡大・縮小、書き消し、保存機能
 (3) 特別支援教育対応機能として、リフロー表示*や総ルビ、白黒反転、読み上げの機能を搭載。

*リフローは、書体や文字サイズ、行間、余白などを自由に変更して表示する機能です。

①拡大・縮小機能

画面の拡大・縮小ができます。

②ペン機能

書き込みができます。

↓教科書 p.72-73 に対応した学習者用デジタル教科書画面



③図形貼り付け機能

直線を描いたり、四角囲みなどを貼り付けたりできます。

④文字入力機能

テキストボックスで文字入力ができます。

⑤リンク機能

任意のウェブサイトなどへのリンクを設定できます。

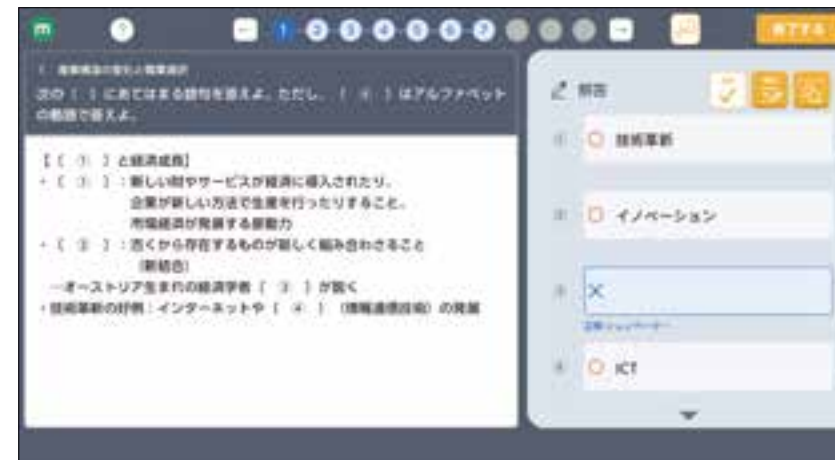


←リフロー表示、総ルビ、白黒反転を行った画面

デジタル準拠ノート 高等学校 公共

定価：980 円(本体 891 円+税) 品番：59061 / セット版(書籍+デジタル)1,480円(本体1,345円+税) 品番:59209
 内容：(1) 教科書の準拠ノートをタブレット用に再構成、正誤の自動判定機能を搭載しています。
 (2) 資料の読み解き問題を豊富に収録しています。
 (3) 先生用管理ページで、生徒の学習進捗状況を確認できます。
 (4) 作問ツールで先生が問題を作成、配信できます。

生徒向け機能



デジタルならではの新機能

- ◆タブレットに直接入力することで解答できます。
- ◆解答は自動で正誤判定されるので、先生のご負担軽減にもつながります。
- ◆繰り返し何度も演習することができるため、基礎知識の確実な定着が図れます。



オリジナルの「見方・考え方問題」

- ◆タブレット端末の特長を生かした、画面をタップしたり多数の資料を参照したりして解答する問題も収録。資料への書き込み問題なども自動で正誤判定されます。
- ◆書籍版の準拠ノートには未収録の、資料の読み解きに焦点を当てた「見方・考え方問題」にも取り組めます。

先生向け機能

- ◆先生用管理ページには、「観点別レーダーチャート」(左)など、生徒の学習状況を“見える化”できる機能が充実。
- ◆既存の問題ではなく、先生が独自に問題を作る「作問ツール」(右)も収録。出題形式や評価軸も任意に設定できるほか、「指導書 Web サポート」(別売、→本冊子 p.11) 収録の図版データを取り込んで作問に活用することもできます。



令和5(2023)年度以降版 新課程用教科書のご案内

教科書の内容、指導資料、関連教材、
シラバス作成用資料等、
新課程教科書に関する
あらゆる情報を掲載！



高等学校新課程情報サイト▲

地図 -702

新詳高等地図

新しくて、詳しい！
高等学校地図帳の
決定版



AB判 194ページ

地図 -703

標準高等地図

見やすく、
使いやすい！
大判地図帳

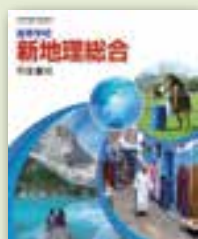


A4判 172ページ

地総 -703

高等学校 新地理総合

暮らしが見える！
“今”がわかる！
技能が身に付く！
地理総合教科書の決定版



AB判 238ページ

地総 -707

高校生の地理総合

おもしろい！わかりやすい！
ためになる！
暮らしが見える教科書



AB判 234ページ

歴総 -706

明解 歴史総合

おもしろい！わかりやすい！
ためになる！
「世界史×日本史」
新しい歴史に出会える教科書



AB判 238ページ

公共 -707

高等学校 公共

社会がわかる！
課題と向き合う！未来をつくる！
社会に参画する
力を養う教科書



AB判 238ページ

地探 -702

新詳地理探究

新しい、詳しい、
理解しやすい！
地理探究教科書の決定版



B5判 346ページ

世探 -703

新詳 世界史探究

通史と同時代史を
バランスよく記述！
現代世界の成り立ちが
わかりやすい教科書



B5判 366ページ